

人生こんな場面でお役立ち

相続診断士

無用なもめ事を避ける

「相談に乗ろうにも、全く有効な助言ができなかった」。会社員の井出あかりさん（42）は相続診断士の資格を取得したきっかけをこう話す。母親が東京・杉並で取り組んでいたボランティア活動を通じ、地元で暮らす高齢者の話を聞いていくうちに、土地や家などの相続について悩みが多いと知った。個人的な興味もあって受験勉強を始め、今年5月に合格した。

相続診断士は民法や財産の評価法、節税対策など相続に関する幅広い知識を扱う民間資格だ。資格取得者は2万

人以上おり、金融や保険業、不動産業での取得が多いが、中には個人的に取得する人もいる。無用なもめ事を避けるため、事前に相談に乗るのが同資格の狙いだ。相談の後、必要があれば弁護士や司法書士、税理士につなぐ「道先案内人」の役割も担う。

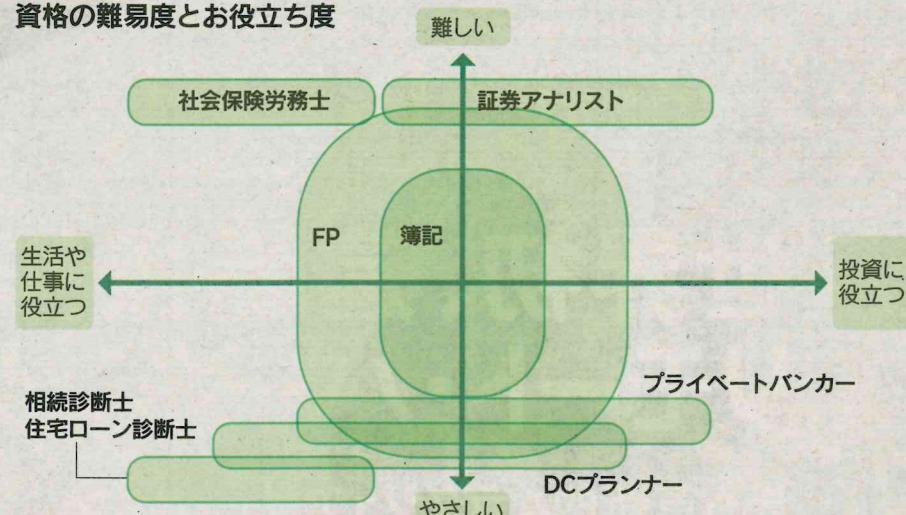
15年の法律改正で、相続税の取り扱いが大きく変わった。非課税枠が「3000万円+法定相続人1人あたり600万円」に引き下げられ、相続税を払わなくてはならない対象者が広がったのだ。相続診断協会によると、相続税の対象者は約11万人と法改正前に比べて2倍以上に増えた。高齢化が進むなか、毎年50兆円もの資産が相続される「大相続時代」に突入している。

相続はお金持ちの問題だと軽視するのは誤りだ。意外にも相続資産が少ないほど紛争の割合も高くなりがちだ。相続診断協会の小川実代表理事は「資産が多い人は事前に金融機関などに相談するケースが多いが、資産の少ない人はそうした準備がなく、結果的にもめやすい」と指摘する。



資格取得のための勉強会も活況
(相続診断協会のセミナー)

資格の難易度とお役立ち度



難易度とお役立ち度は日経ヴェリタスが取材を基に独自に推定した参考値